

お手続きの流れ

1. 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について」（以下、「寄附申出書」）の提出

- ・寄附申出書に必要事項を記入、押印の上、下記問い合わせ先までお送りください。
（寄附額の下限は10万円です。）
- ・「企業名公表の可否」欄につきましては、公表してもよい場合は「公表可」に、公表を希望されない場合は「公表不可」に○をご記入ください。（内閣府より企業名などを市のホームページ等で公表するよう求められていますが、寄附企業のご意向により企業名を非公表とできるため、お伺いするものです。）

2. 寄附の手続き

大館市よりゆうちょ銀行の振込用紙を郵送いたしますので、お手元に届きましたら、お手続きをお願いします。

- ・ゆうちょ銀行（郵便局）は全国で取り扱いをしています。
- ・振込用紙での納入には取扱手数料はかかりません。
- ・納付書の一部が領収書となりますので切り離さずにご使用ください。

大館市の口座にお振込みしていただくこともできますが、その際は手数料のご負担をお願いしています。

- ・秋田銀行大館支店 当座73 大館市会計管理者

3. 受領証の送付

ご入金を確認後、「受領証」を郵送いたします。

税の控除申告時に必要ですので、それまで大切に保管してください。

4. 税の控除申告手続き

上記3の受領証の写しを添えて、税の申告手続きをしてください。詳しくは、管轄の各税務署、県税事務所、市区町の課税担当課にお尋ねください。

お問い合わせ先

大館市総務部企画調整課

〒017-8555 大館市字中城 20 番地

電話番号：0186-43-7027

ファクス：0186-49-1198